

直前予想講座 民法 2 回目

テーマ① 時効

1 消滅時効の起算点

起算点 「権利を行使しうる時から」

法律上の障害 が なくなった時
EX: 期限の未到来 EX: 期限の到来

cf 事実上の障害

EX: 不知

反対にするよ！ 期限が到来していないのに、時効がスタートするとしたら？

「支店長？ 100万円貸してよ！ でね、弁済期ですが、10年と3日後でどう？」

「いいですよ！」

「支店長？ 今日で、9年と11ヶ月 ムフフ もうすぐ時効完成だよ。」

「え～！ お金返してください！」

「何言っているのだよ！ 弁済期はまだ先だろう。支店長が返せって、主張できるころには、消滅時効完成！ オレの勝ちだな（笑）」

バカバカしいね。弁済期が到来していない以上、権利の上に眠る者とはいえないでしょう？ 他方、弁済期が到来しているのに権利行使をしないのは、そいつが悪い！

期限が到来していたけど、僕は、知らなかった！ 「知らなかったので、請求できなかったのです。」 それはあなたが知らなかっただけで、法律上は権利行使できます。それにね、自分の財産でしょ、もっと責任持ったら？

① 不確定期限付き債権

期限到来時から進行する

EX: 父が死んだら、お金返します。

② 期限の定めのない債権

初めから法律上の障害がない、だから、債権発生時

③ 同時履行の抗弁権がついている債権

売主 売買 買主

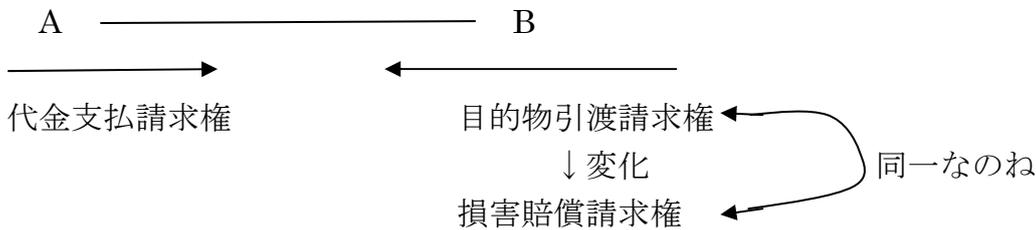
A ————— B
代金支払請求権 目的物引渡請求権
→ ←

センスなのね。確かに、Aの権利行使は拒まれます。障害と言えるでしょうね。しかし、自分(A)がなすべきことをすれば(目的物を渡す)、権利行使できるのでしょう。事実上の障害に過ぎない。

そこで、売買代金債務は、特約のない限り、目的物の提供とともにする請求の時から遅滞となるが、消滅時効は契約成立の時から進行する。

④ 債務不履行に基づく損害賠償請求権

本来の債務の履行を請求できる時から進行する
売買



確かに、損害賠償請求権は、B の不履行によって生じるわけですが、形が変わっただけで、同じものって、感じなのです

⑤ 期限つきまたは停止条件つき債権

期限の到来または条件成就の時から進行する

⑥ 割賦払債務で期限の利益喪失の特約ある場合

1 回でも支払を怠ると債権者は直ちに残額全額の支払を債務者に請求できるという特約

知識としては細かいです。良い意味で頭の体操にはなると思いますのでメモしてみます

	1 月	2 月	3 月
返済額	10 万円	10 万円	10 万円
残額	90 万円	80 万円	70 万円

1 月の時点で、全額請求？無理よ！10 万については弁済期が到来するも、残額 90 万については法律上の障害でしょ。だから、仮に債権者が、1 月を過ぎて、ポーとしていたとしても時効がスタートするのは 10 万のみ。

ところで、1 回の支払を怠ると、残額全部の請求ができるということは、1 回の支払を怠ると残額全部につき法律上の障害がなくなるということ。よって、1 回の支払を怠った時から残額全部につき時効スタート！これが形式論理的な帰結。

しかし、これでは銀行が自分のためにしたこと（特約：1 回でも支払を怠ったのなら、銀行は不安でしょ、どこかに逃げてしまったら大変でしょう。だから全額請求できるという特約を結ぶわけね）によって、自分の首が絞められることになる（時効のスタートが早いということは、時効の完成も早いということの意味する。債権者にとって嬉しい事ではないでしょ）

そこで判例は、残額全部の請求をした時から時効はスタートすることにして、時効のスタートを遅らせたというわけ。

⑦ 自動継続定期預金払戻請求権の消滅時効

自動継続の効力が維持されている限り、満期日が経過すると新たな弁済期となるでしょう？だから満期日の到来によって法律上の障害がなくなるわけではないというわけね。

もし、仮に初回満期日から時効がスタートすると考えると、自動継続定期預金はいずれほとんどが、消滅時効で消えちゃうよ！ そう思わない？

⑧ 継続的消費貸借における過払い金返還請求権の消滅時効 これは要注意！

まず確認！ 利息制限法の制限を超える利息の弁済をした時点で、過払い金返還請求権(不当利得返還請求権)は発生し、かつ行使できる。だから形式論理的には、弁済のときから時効がスタートすると考えるのが素直。

ところで、過払い金充当合意があれば、新たな借入金債務の発生が見込まれる限り、過払い金は充当されるはずだから、債務者において過払い金の返還を請求することは、通常しないでしょう。

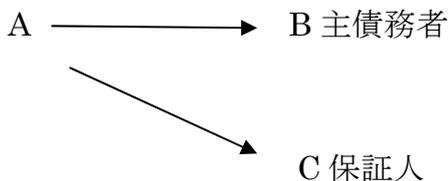
そこで、新たな借入金債務の発生が見込まれなくなった時点、すなわち取引が終了した時点から時効がスタート。

このように考えないと、債務者が酷でしょう？

2 時効の援用権者 消滅時効の場合 重要！

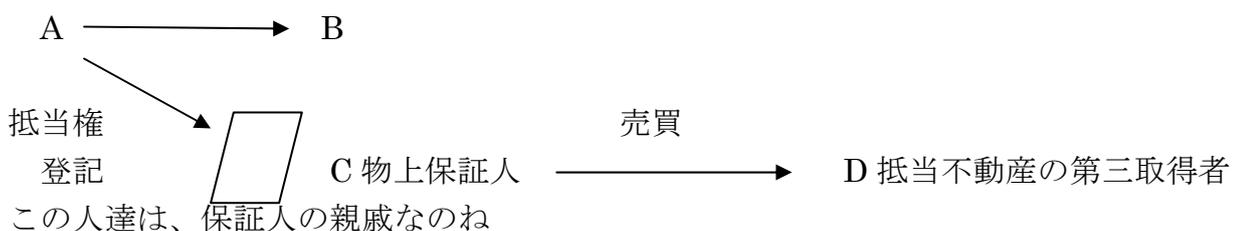
① 認められる者

(a) 保証人・連帯保証人

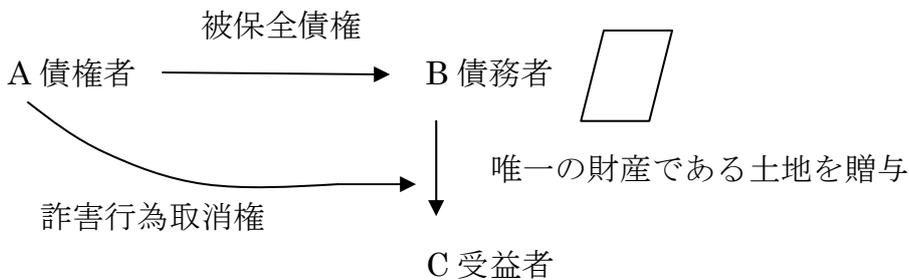


付従性、主債務が消滅すれば保証人は、払う必要はなくなる。だとすると、主債務につき時効完成、保証人が、「時効援用！主債務消滅！私の保証債務もきれいさっぱり無くなりました。あ〜清々した！」

(b) 物上保証人・抵当不動産の第三取得者



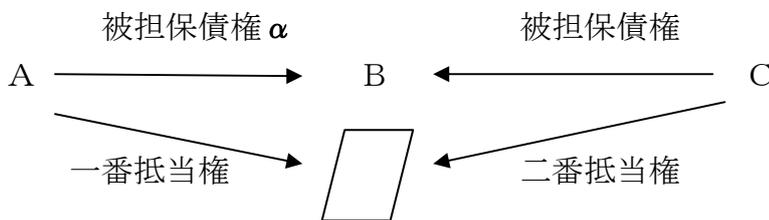
(c) 詐害行為の受益者



AのBに対する債権が時効消滅すれば、Aは、BC間の贈与を取り消すことができなくなる。Cは贈与によって取得した土地を失わなくてすむわけね。

② 認められない場合

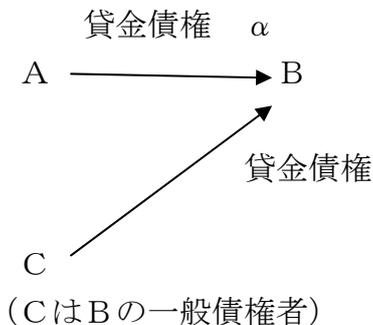
(a) 後順位抵当権者



α 債権につき時効完成、Cは α 債権の消滅時効を援用できない。

確かに、1番になれば配当額の増額は期待できるかもしれませんがね、しかし、Cが弁済を受けられるかどうかは、AのBに対する債権の消滅のみによって決まるわけではないでしょう。Bが相続によって財産を得たからということで、Cに全額弁済してくれるかもしれませんよ。

参照：一般債権者



α につき時効完成。Bが援用できるのは当然として、C（一般債権者）も援用できるか？

確かに、 α が消滅すればCはBから全額返してもらえるのではないかという期待は持つでしょうね。しかし、 α が消滅してもCはBから弁済を受けられないかもしれないよ。また、 α が存続していたとしても、CはBから弁済を受けることができるかもしれないよ。

要するに、否定例のものの本質は、期待は高まるけど、他に依存しているという感じなのよ。CがBから弁済を受けられるかどうかは、 α の存在にすべて依存しているわけではないでしょう。

3 時効の援用の効果

遡及効 永続した事実状態が、そのまま法律関係に高まる

参照

<取得時効>
真実 A所有

<消滅時効>
真実 Aに債権あり

事実 B所有

事実 Aに債権なし

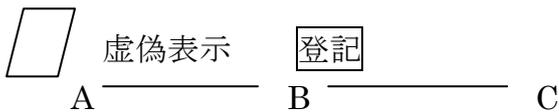
時の経過とともに、事実の帯が伸びる。それが、10or20mになったら、魔法の杖が現れる。そして、その帯に魔法をかけることができるようになる。魔法をかけると、単なる事実の帯に過ぎないものが、その瞬間、真っ赤な帯（法律関係として承認）に変わる。

魔法をかけるか、それとも魔法の杖を捨てるかは（捨ててしまえば、その帯は永遠に事実の帯で終わる）、当事者の意思に委ねられる。時効による利益を受けることを、潔しとしない人もいるのでね。「エミちゃん、僕は援用しないよ！借りたものは返すから！」

テーマ② 物権変動

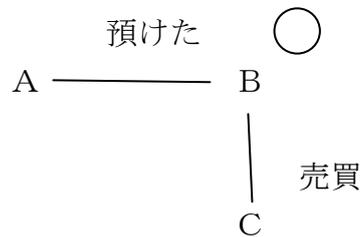
1 無権利者からの譲受人が保護される場合

<不動産>



- ① 外観 B名義の登記
- ② 帰責性 B名義の登記はA自身によってなされた (Bが勝手に自己名義、Aに帰責性なし！)
- ③ 信頼 C善意

<動産>



- ① 外観 Bの占有
- ② 信頼 Cの善意・無過失

- ・ 動産はより取引の安全の要請が強い
- ・ 公示制度が異なる、持っている人を信じる以外ないじゃないか

動産物権変動

引渡しの種類

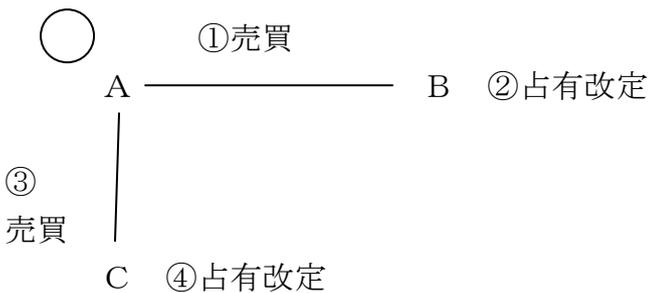
- (1) 現実の引渡し 私も含めて、皆さん毎日やっていますね
- (2) 簡易の引渡し EX：借りているものを買う
- (3) 占有改定 「おじさん、後で取りに来るわ、預かっていてね。」
「分かりました！行ってらっしゃい。」
- (4) 指図による占有移転 他人に預けているものを売る 誰の承諾？ 譲受人ですよ 1

以上の4つが、動産物権変動の対抗要件です。 ですから、コンビニでおにぎりを買って、レジでおにぎりを受け取りました（現実の引渡し）。この時点で完全な所有者になりました。土地を買って、登記を備えた場合と同じです。

ここで注意して欲しいのは、不動産の場合と理屈は同じです。しかし、対抗要件が異なるため、事実上の違いが生じます。

まず、現実の引渡しの場合は、二重譲渡という事態は起きません。買った者が持って帰ってしまうでしょう。

次に、以下の事例を見てください。場面が見えますか？



一見すると、二重譲渡のように見えますが、違います！ Cは無権利者からの譲受人です。②の時点でBは完全に所有者です。「Bさん、この冷蔵庫買います。後で取りに来るから、預かっているね。」 「分かりました！行ってらっしゃい！（占有改定）」土地を買って、登記を備えて場合と同じ。

要するに、対抗要件を先に備えた方が勝つという事態は、理論的にはあり得ますが、実際には、極めてレアなケースなので考えません。なぜレアケースなのかといいますと、先に買った人が、通常先に対抗要件を備えてしまうからです。登記とは違って、時間がかからないわけですね。

即時取得

趣旨

占有 公信力あり 占有している人が所有者であると信じた！ OK

登記 公信力なし 登記があるから所有者であると信じた！ それだけで保護することはできません（本人の帰責性必要）
消極的な信頼の保護

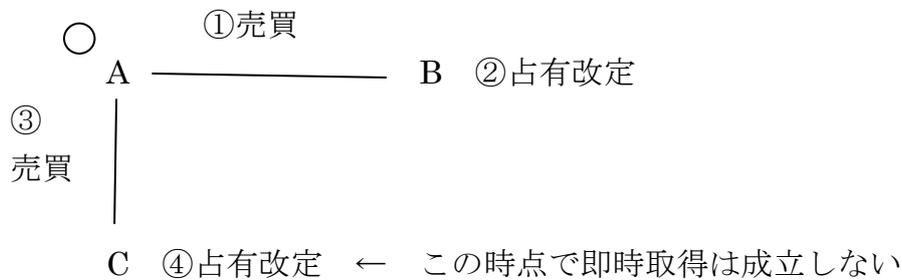
要件

① 動産であること 当然です！

※1 EX：樹木は不動産の一部

※2 登録自動車 即時取得の適用なし

「占有している人を所有者と信じるしかないじゃないですか！ 動産に公示制度はないのですよ。何を調べろというのですか？」



⑤ その後 C は現実の引渡しを受けた
 その際、善意・無過失 ← 即時取得成立

② 占有改定で B は完全に所有者、しかし、物は依然として A の下にある。A は占有しているけど、無権利者。その後 A から買った C は、無権利者からの譲受人。C が所有権を取得できるかは、C において即時取得が成立するかによる。

coffeebreak

以前私は、家内とともに冷蔵庫を買いに行きました。ノンフロンの冷蔵庫を買う予定でした。ところが、意外と値段が高く、躊躇していると、なんと 5 万円で新品のノンフロンの冷蔵庫がありました。安い理由は傷があったということでしたが、そんなものは、何か貼ってしまえばよいわけで（汗）、早速買おうとしましたら、〇〇様、お買い上げと張り紙がしてありました。 どういうこと？

< 占有改定と即時取得 >

否定説 判例・通説

理由ですが、原権利者に酷ってということなのですが、ピンと来る？

B は②の占有改定後にお買い物に行くわけでしょう。「おじさん後で取りに来るから、ちょっと預かっていてね。」

もし、④の C の占有改定で、C が即時取得すると考えると、④の時点で C が完全な所有者。

その後 B がお買物を終えて帰って来ました。「このパソコン、持って帰るわね！」

「お客様！そちらのパソコンは、C 様のものです。」

「冗談じゃないわよ（怒）だってここにあるじゃない！」

要するに、占有改定の場合は、物は動かない。原権利者である B は納得しないだろうというわけです。

もし、C が現実の引渡しを受けていたら？ お買物を終えて帰ってきた B は、「ない！！私が買ったパソコンが、ない！」

確かに納得しない人もいるでしょうが、少なくとも、元の場所に置いてある場合とは違うでしょう？